

記入見本

提出部数: 正本1通及びその写し2通 <事業所ごと>

(日本産業規格A列4)

Table with 2 columns: Field Name (許可番号, 事業所枝番号, 許可年月日) and Value (派35-●●●●●●, 許可証の左下隅に記載あり, 年 月 日)

3桁で記載 例: 許可証「1」→「001」

実績ありの場合

許可及び更新申請・変更届出内容に変更がある場合は、事前に必要な変更の届出等(様式第5号、添付書類の提出)を行うこと

労働者派遣事業報告書 (年度報告) (6月1日現在の状況報告)

報告日 令和 年 月 日

住所不要

提出者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

Main form with 12 numbered sections: 1. Name, 2. Address, 3. Representative Name, 4. Business Name, 5. Business Address, 6. Enterprise Type, 7. Industry Classification, 8. Business Period, 9. Concurrent Employment, 10. Parent Company, 11. Request Implementation, 12. Remarks. Includes checkboxes and input fields.

親会社の情報

表② 中小企業に該当する企業

Table with 2 columns: Industry Category (e.g., 製造業, 卸売業) and Definition (e.g., 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人)

表③ 親会社とは

- ①派遣元事業主を連結子会社とする者
②派遣元事業主の議決権の過半数を所有している者
③派遣元事業主の資本金の過半数を出資している者
④上記②、③の者と同等以上の支配力を有する者

第2面～第9面:「年度報告」=派遣元事業主の対象期間(事業年度)における派遣事業の実績を報告するもの

様式第11号(第2面)

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績(実人数)(報告対象期間末日現在)

Table with columns for employee categories (Total, Part-time, Full-time, etc.) and rows for various employment types. Includes annotations for '派遣見込み' and '登録者'.

(2) 労働者派遣事業の売上高

Table for recording revenue after settlement.

(3) 請負事業の売上高

Table for recording revenue from contract work.

(4) 海外派遣労働者数(実人数)

Table for recording overseas dispatch employee numbers.

(5) 派遣先に関する事項

Table for recording details of dispatch destinations.

※登録制度のある事業主のみ

②労働者派遣契約の期間別件数(延べ件数)

Table showing the number of dispatch contracts by duration (1 day to 3 years+).

(6) 教育訓練(キャリアアップに資するものを除く)の実績

Table for recording safety and health education. Includes a section for '労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育'.

Table for recording major dispatch destinations (top 5 by volume).

有料・無料職業紹介の許可・届出 (i) 行っている場合... (ii) 行っていない場合...

②その他の教育訓練(①及び(9)に係るものを除く)

Table for recording other types of education and training.

(7) 紹介予定派遣に関する事項

Table for recording details of introduction-based dispatch.

雇用安定措置の対象者 ○派遣先の同一の組織単位の業務に関して1年以上の派遣業務が見込まれる有期雇用派遣労働者...

(8) 雇用安定措置(法第30条)の実績

Large table for recording employment stabilization measures. Includes columns for measures 1-4 and rows for different periods (3-year, 2-year, 1-year).

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限る。

※2 (5)欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

派遣元事業主に最初に雇用されてから、報告対象期間末日までの総雇用期間が通算1年以上(間に登録状態があってもよい)

様式第11号 (第3面)

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
消費税込	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
全業務平均 01~99の合計額/記載業務の合計数	19,843	20,093	19,440	12,974	13,385	13,385	12,313	12,313
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者	19,843	20,093	19,440	12,974	13,385	13,385	12,313	12,313
08								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者								
11 その他の技術者								
12-1 医師								
12-2 薬剤師								
12-3 歯科医師、獣医師								
13-1 看護師								
13-2 准看護師								
13-3 保健師、助産師								
14-1 診療放射線技師								
14-2 臨床検査技師								
14-3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者								
26 会計事務従事者								
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

一人の人が複数の業務に対して派遣している場合は、主たる業務に入れてください。
最新の日本標準職業分類(中分類)に基づき記載。

縦列の01~99の金額の単純平均(小数点以下四捨五入)

横列の平均は一致しない場合がある

派遣を行うには、制限があることに注意

別紙「基本的な算出の考え方」参照

様式第11号 (第4面)

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金 (日雇派遣労働者を除く) (続)

	派遣料金 (1日 (8時間当たり) の額)			派遣労働者の賃金 (1日 (8時間当たり) の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
34 営業職業従事者								
35 家庭生活支援サービス職業従事者								
36 介護サービス職業従事者								
37 保健医療サービス職業従事者								
38 生活衛生サービス職業従事者								
39 飲食物調理従事者								
40 接客・給仕職業従事者								
41 居住施設・ビル等管理人								
42 その他のサービス職業従事者								
43 ~45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者								
47 林業従事者								
48 漁業従事者								
49 生産設備制御・監視従事者								
50 51 機械組立設備制御・監視従事者								
52 製品製造・加工処理従事者								
53 54 機械組立従事者								
55 機械整備・修理従事者								
56 製品検査従事者								
57 58 機械検査従事者								
59 生産関連・生産類似作業従事者								
60 鉄道運転従事者								
61 自動車運転従事者								
62 船舶・航空機運転従事者								
63 その他の輸送従事者								
64 定置・建設機械運転従事者								
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者 (建設躯体工事従事者を除く)								
67 電気工事従事者								
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者								
70 運搬従事者								
71 清掃従事者								
72 包装従事者								
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
99 分類不能の職業								

一部派遣禁止業務が含まれていることに注意

様式第11号 (第5面)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均			
4-1 情報処理システム開発			
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

従事した全ての業務の金額の
単純平均(小数点以下四捨五入)

- 全ての業務には以下の者の派遣労働も含まれる
- ① 60歳以上の者
 - ② いわゆる昼間学生
 - ③ 副業として従事する者
(生業収入500万円以上)
 - ④ 主たる生計者以外の者

毎事業年度終了後速やかに前年度分の実績を公表する

マージン率等(※)については、原則として、常時インターネットの利用による情報提供が必要です。

(10) マージン率等の情報提供の状況

複数選択可	提供方法	該当する各欄に「○」を記載
<input type="checkbox"/>	インターネット	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	書類の備付け	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	その他 ()	<input type="checkbox"/>

自社で公開しているホームページ或いは自社の情報を提供しているWEBサイト等

例えば、前年度の事業報告書にマージン率を加重したものを公開する

その他の例

パンフレット作成

自社でホームページを有していない場合等については、人材サービス総合サイトを積極的に活用すること。

人材サービス総合サイトのURLはこちら
<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/jinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>

(※) 「マージン率等」とは、事業所ごとの以下の内容

- 派遣労働者の数
- 派遣先事業所の数
- マージン率
(派遣料金の平均額・派遣労働者の賃金の平均額)
- 教育訓練に関する事項
- 派遣労働者の同一労働同一賃金に関する労使協定の締結の有無
(協定対象派遣労働者の範囲、労使協定の有効期間の終期)
- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められるもの

【 参 考 (マージン率の算出方法) 】

〈派遣元事業所ごとに算出〉
(平均額は加重平均。ただし事業報告書を元に算出する場合はこの限りではない。)

$$【マージン率】 = \frac{\text{前年度の派遣料金の平均額 (派遣労働者1人1日8時間当たり)} - \text{前年度のお検労働者の賃金の平均額 (派遣労働者1人1日(8時間)当たり)}}{\text{前年度の派遣料金の平均額}} \times 100$$

(少数第二位四捨五入)

〈複数の派遣元事業所が一体的な経営を行っている場合〉
その範囲内において上記と同様の方法により算出

様式第11号 (第6面)

希望する全ての派遣労働者に教育訓練の内容・実施形態等について説明できる者であること

労働者の職業生活の設計に関する相談その他の援助を行うこと

(11) キャリアアップ措置の実績

許可申請・許可更新時のキャリア形成支援制度に関する計画書(様式第3号-2)に基づき実績記入(随時見直し可能)

キャリアコンサルティングの経験者
職業能力開発推進者の就任経験者
3年以上の人事部門の職経験者

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者		うち社外者の者 社外の者でもよい	うち派遣元責任者 との兼任状況	キャリアコンサルティングに 関する職務経験・知見のある者	
		最低1名は社内				職務経験あり	知見あり
計							
キャリアコンサルタント		有資格者(国家資格)			—	—	—
上記以外の担当者					—		
営業職		派遣先と連絡調整を行う営業担当			—		
その他					—		

キャリアコンサルティング等の職務
経験は無いがその知識を有する者

② キャリアコンサルティングの実施状況

実施を希望する派遣労働者には全て実施。実施方法に定めはない。

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数				実施した者の人数			
	計	うち無期 派遣労働者	うち有期 派遣労働者		計	うち無期 派遣労働者	うち有期 派遣労働者	
対象期間中の 全派遣労働者数								

1、2、3ごとに別業にして記載し、それぞれに該当派遣労働者の番号を○で囲む。

記載以上のコースがある等
書き足りない場合は
「別紙」に記載する

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数 回実施の場合は、その合計))				※1 訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	※2 訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	※3 訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	※4 貸金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
	(上段) 種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社 ○年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に 置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇 用派遣労働者・6 その他)	(下段) 対象となる派遣労働者数			1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ)												
(ロ)												
ロ 職能別訓練												
(イ)												
(ロ)												
ハ 職種転換訓練												
(イ)												
(ロ)												
ニ 階層別訓練												
(イ)												
(ロ)												
ホ その他の教育訓練												
(イ)												
(ロ)												
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時 間の総計」の合計 (a)										1~3年目のaの合計 (c)		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実 人数 (b)										1~3年目のbの合計 (d)		
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平 均実施時間 (a÷b)										1~3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓 練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)		
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った貸金額 (1人1時間当たり平均)										派遣労働者の賃金(1日(8時間あたり)の額)の1時間あたりの金額と矛盾はないか		

許可申請及び許可更新申請時のキャリア形成支援制度に関する計画書【様式第3号-2】に基づき実績を記入(随時見直し可能)
実績が無い場合又は派遣労働者自身がすでに技能・知識を持っているため受講の必要ない(訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確である)場合でも「訓練の内容等」「対象となる派遣労働者(上段)種別及び※1~※4は記載の必要があります

「キャリアアップに資する教育訓練」=キャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練(一部省略)
・全ての派遣労働者を対象(登録・日雇派遣者含む)。(能力を十分に有している等対象者数に算入しなくてよい場合あり)
・有給かつ無償
(教育訓練を受講するためにかかる交通費が、派遣先との間の交通費より高い場合は、差額を派遣元事業主が負担する)
・キャリアアップに資する内容であること
(OJTについては計画的なOJTであること)
・入職時の教育訓練が含まれていること
(最初の3年間は毎年1回以上、フルタイムで1年以上の雇用見込みがある派遣労働者は概ね8時間以上の教育訓練の機会の提供が必要)
(1年以上雇用見込みで短時間勤務者は、フルタイム勤務者の勤務時間に比した時間の訓練機会の提供が必要)
(1年以上雇用見込みのない者は、少なくとも入職時の訓練は実施。)
・無期雇用派遣労働者には長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容であること

この欄で作成した教育訓練のこと(ただし、有給かつ無償でない場合、※1が3 OJTの場合は対象外)

小数点以下切捨て

「厚生労働大臣が定める基準」とは

様式第11号 (第7面)

第7面～第9面 = 報告年の6月1日現在の派遣状況を報告するもの

II 6月1日現在の状況報告

6月1日が休日の場合は、以降直近の業務日についての報告をしてください

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	6月1日派遣した労働者の人数		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者					
11 その他の技術者					
12 -1 医師			派遣を行うには、制限があることに注意		
12 -2 薬剤師					
12 -3 歯科医師、獣医師					
13 -1 看護師					
13 -2 准看護師					
13 -3 保健師、助産師					
14 -1 診療放射線技師					
14 -2 臨床検査技師					
14 -3 その他の医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家、記者、編集者					
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者					
23 音楽家、舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者					
26 会計事務従事者					
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					

様式第11号 (第8面)

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者					
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

主にこの範囲が『製造業務』

『製造業務』とは、物を溶融、鑄造、加工、又は組み立て、塗装する業務、製造用機械の操作の業務及びこれらと密接不可分の付随業務として複数の加工・組立て業務を結ぶ場合の運搬、選別、洗浄等の業務をいう

一部派遣禁止業務が含まれていることに注意

『特定製造業務』とは、下記以外の者が行う『製造業務』

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業務従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者

許可・更新・変更届出にて、特定製造業務への労働者派遣を行うとした場合、人数記載があること

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)			
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

様式第11号 (第9面)

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ~ iv に該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ~ iv の合計の内数)

日雇派遣労働者	
協定対象派遣労働者	

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	
4-1 情報処理システム開発		
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 OA インストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19 看護業務		

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

登録制度がある事業所は実数を記載

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

--

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険			—	
健康保険	(第7面1の①と比較してください)			
厚生年金保険			—	

※未加入者がいる場合

- 未加入人数
- 未加入理由を空白部分に明記してください
又は
様式第11号(添付書類)
「雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況について」を添付してください

基本的な算出の考え方

(派遣料金や労働時間数はあくまで参考値です。派遣元事業所における状況により適切な数値で計算をしてください。)

(例)派遣業務「07・08製造技術者」(無期雇用3名、有期雇用のべ3名の派遣労働を1年間行った。時間外労働なし・遅早欠勤なし。)

派遣料金の計算式

		《報告対象期間中の派遣料金の総額》 ÷ 《報告対象期間中の派遣労働総時間数》 × 1日あたり8時間			(少数以下四捨五入)
無期	月極400,000円 × 12ヶ月 × 3名 × 消費税 ¥15,552,000	年間派遣総労働時間 ÷ 6,192H	×	1日あたり 8H	≒ ¥20,093
有期	@2,250 × 3名の年間総労働時間 × 消費税 ¥9,331,200	÷ 3,840H	×	8H	≒ ¥19,440
平均	派遣料金の総額(無期+有期) ¥24,883,200	総時間数(無期+有期) ÷ 10,032H	×	8H	≒ ¥19,843

賃金の計算式

		《報告対象期間中の派遣労働者の総賃金》 ÷ 《報告対象期間中の派遣労働総時間数》 × 1日あたり8時間			
無期	月給+各種手当+賞与 ¥10,360,000	上記総労働時間 ÷ 6,192H	×	8H	≒ ¥13,385
有期	時給+各種手当 ¥5,910,000	÷ 3,840H	×	8H	≒ ¥12,313
平均	総賃金(無期+有期) ¥16,270,000	総時間数(無期+有期) ÷ 10,032H	×	8H	≒ ¥12,974

労働安全衛生法第59条の規定に基づく労働安全衛生教育

(教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号は以下のとおり)

労働者を雇入れたとき

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事
- 3 作業手順に関する事
- 4 作業開始時の点検に関する事
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関する事
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関する事
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

労働者の作業内容を変更したとき

- 9 上記1～8のうち該当労働者が従事する業務に関する必要な事項

危険又は有害な業務に労働者をつかせるとき

- 10 危険又は有害な業務に関する安全又は衛生のための特別の教育

以下の業種でない事業場の労働者は、1～4の教育を省略できる

- 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

※ 5～7の教育は、全事業場実施する義務がある

※ 8の事項については、該当の事業場において必ず教育を実施すること